DA63
7

0020807000

0020807-000

DA63－7

帝国国民所得の変遷並将来値の推計

日満財政経済研究会

1939

ADB

帝國國民所得の變遷並將來値の推計

日滿財政經濟研究會

DA63
7

國會圖書館
43.11.12
國會圖書館

775377

例言

一、本報告は本會の財政計畫立案の基礎資料として研究作成せるものなり

昭和十四年一月

日滿財政經濟研究會

目次

本文

帝國（內地）國民所得……一

〔一〕國民所得の推計……一

〔二〕推計結果と他の推計者推計結果との比較……九

〔三〕國民所得と蓄積資本……一〇

〔四〕國民所得と租稅收入……一二

〔五〕世界主要國の國民所得……一四

參考

第一　租稅收入測定資料としての國民所得に關する研究……一六

第二　將來に於ける國民所得の推計方法に就て……二〇

本文

帝國（內地）國民所得

〔一〕國民所得の推計

昭和元年以降昭和十一年に於ける帝國（內地）國民所得並之を基礎として昭和十二年以降昭和十一年に至る各年所得額の推計を試みたる結果は次表の如くである。

注意
水報告中ニ引用セル內閣統計局調査昭和十年國民所得ハ目下嚴秘取扱中ノ計數ナリ

帝國（內地）國民所得（每年千円）

年次	總額	農業	水產業	鑛業	工業	商業	交通業	公務自由業	雜業	海外投資利子及海外出稼收益
昭和元年	13,676,588	2,937,784	223,477	281,973	3,422,127	4,681,517	772,959	1,334,354	22,397	
2 〃	12,140,974	2,748,465	221,771	299,441	3,333,624	3,301,416	859,529	1,337,608	38,120	
3 〃	12,693,117	2,711,801	214,947	306,927	3,569,633	3,626,146	890,449	1,340,862	32,352	
4 〃	12,328,412	2,692,969	218,358	311,918	3,805,642	3,328,477	792,694	1,344,116	28,838	

昭和5年	10.710.019	1.883.195	189.548	249.534	3.483.011	2.706.079	841.316	1.347.360	9.976
6 〃	9.105.328	1.600.716	151.828	204.618	2.566.596	2.625.438	599.817	1.350.615	5.700
7 〃	11.141.878	1.864.363	150.122	207.113	2.950.110	3.004.667	563.215	1.353.869	48.419
8 〃	12.590.569	2.297.498	177.417	289.459	3.893.676	3.821.470	711.122	1.357.123	42.804
9 〃	13.163.959	2.109.178	185.946	346.852	4.631.673	3.675.613	779.143	1.360.377	75.177
10 〃	14.711.733	2.617.398	191.590	410.650	5.349.642	3.616.269	1.068.611	1.363.631	93.942
11 〃	16.031.189	3.010.008	227.992	509.206	5.689.510	3.941.733	1.175.472	1.366.885	110.383
12 〃	17.514.000	3.162.000	238.000	556.000	6.585.000	4.113.000	1.363.000	1.369.000	128.000
13 〃	18.882.000	3.423.000	255.000	596.000	7.279.000	4.280.000	1.531.000	1.372.000	146.000
14 〃	20.250.000	3.684.000	272.000	636.000	7.973.000	4.447.000	1.699.000	1.375.000	164.000
15 〃	21.619.000	3.945.000	289.000	677.000	8.667.000	4.614.000	1.867.000	1.378.000	182.000
16 〃	22.988.000	4.206.000	306.000	718.000	9.361.000	4.781.000	2.035.000	1.381.000	200.000
17 〃	24.361.000	4.467.000	323.000	764.000	10.055.000	4.948.000	2.203.000	1.384.000	217.000

帝國（内地）國民所得の変遷並豫測

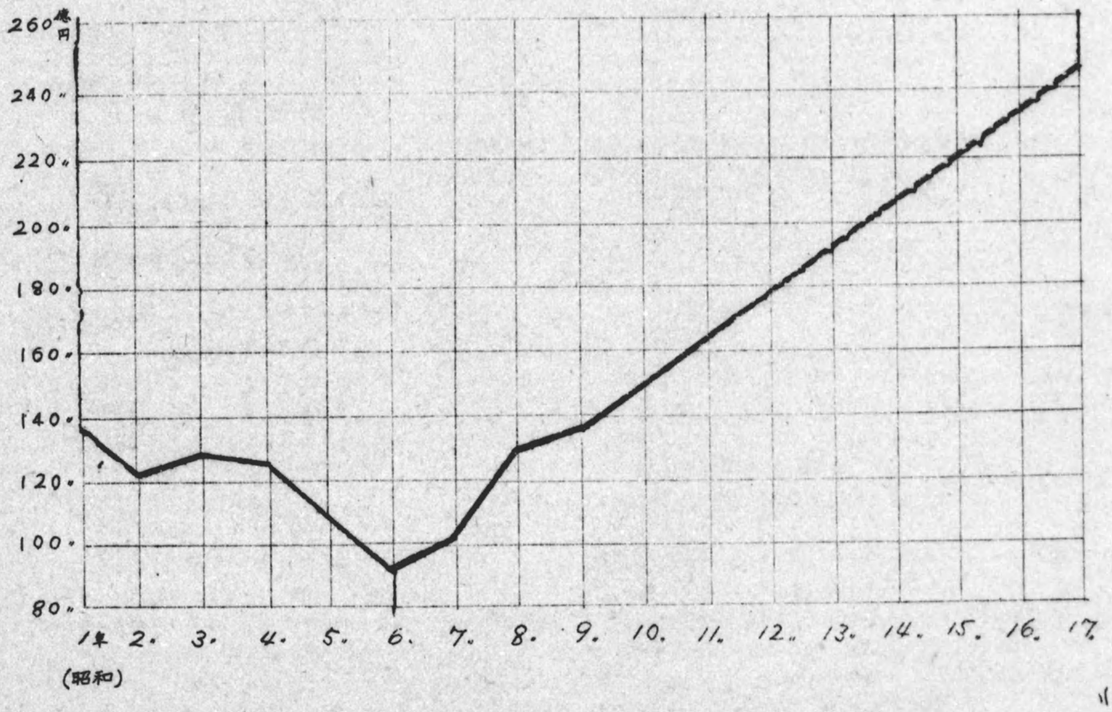

農業所得

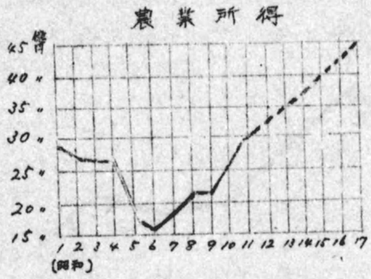

工業所得

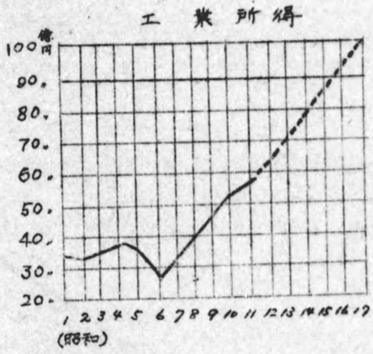

水産業所得

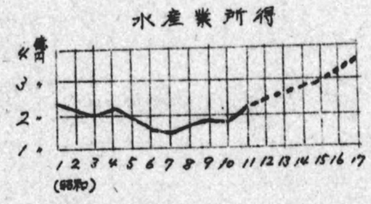

商業所得

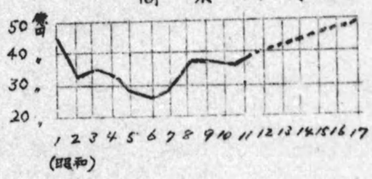

鑛業所得

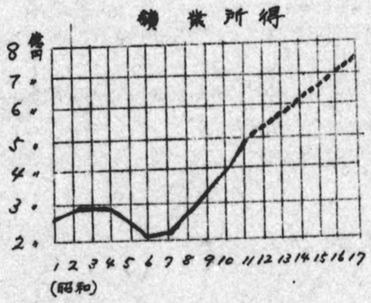

交通業所得

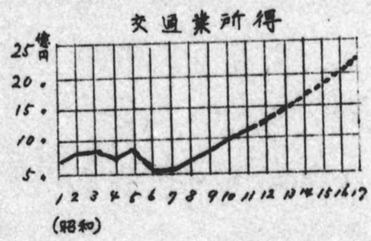

公務
自由業及家事所得

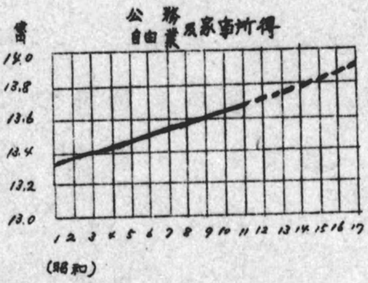

國際投資利益及
事業及勞務利益差額

備考

本図ハ金額ノ目盛リ一定ナラザルヲ以テ比較ノ場合ハ此ノ點注意セラレタシ

右所得額は各一箇年間に内地に於る生産源泉より生じたる総生産額と國際間に於ける證券利子及配當、事業及労務利益の收支差額との合計額にして、之を所

得歸屬の人格より見れば官公所得と私人所得とより成るものと云ふことが出来る。

右所得算定の方法は之を昭和十一年以前と昭和十二年以降とに分つて述べた方が便利である。

(I) 昭和十一年以前

國民所得總額は直接之を算定することをせず、各源泉別所得を個々の事情に基きて算定し、總額は夫等各源泉別所得の合計を採ることとした。

各源泉所得の算定は、昭和五年及同十年に付調査せる内閣統計局推計国民所得を基準とし、各源泉別所得に付其の変遷を表はすに適當と考へ得る指標を求め、昭和元年乃至昭和四年、昭和六年乃至昭和九年に於ける各年所得は各指標に付算出せる昭和五年を一〇〇とする指数を内閣統計局調査昭和五年国民所得額に乗じて算定し、昭和十一年は各指標に付算出せる昭和十年を一〇〇とする指数を内閣統計局調査昭和十年国民所得額に乗じて算定した。但個々の場合に付特に補整の必要を認めたる場合には適當なる補整を加へた(後掲資料附註参照)。

算定の基準たる内閣統計局調査の各源泉別所得額及其の前後各年所得額算定に用ひた指数は次の如くである。

I 内閣統計局調査源泉別所得額

	昭和五年 (千円)	昭和十年 (千円)
農業	一、八八三、一九五	二、六一七、三九八
水産業	一八九、五四八	一九一、五九〇
鑛業	二四九、五三四	四一〇、六五〇
工業	三、四八三、〇一一	五、三四九、六四二
商業	二、七〇六、〇七九	三、六一六、二六九
交通業	八四一、三一六	一、〇六八、六一一

公務自由業家事　一、三四七、三六〇　一、三六三、六三一

2　農業所得算定に用ひたる指数

昭和元年	一五六	昭和五年	一〇〇
二年	一四六	六年	八五
三年	一四四	七年	九九
四年	一四三	八年	一〇二
		昭和九年	一一二
		十年	一二九
		十年	一〇〇
		十一年	一一五

本指数は農林省調査に係る農産総額に基き算出したものである。

3　水産業所得算定に用ひたる指数

昭和元年	一三一	昭和五年	一〇〇
二年	一三〇	六年	八九
三年	一二六	七年	八八
四年	一二八	八年	一〇四
		昭和九年	一〇九
		一〇年	一一五
		一〇年	一〇〇
		一一年	一一九

本指数は農林省調査に係る沿岸漁獲物、水産製造品、遠洋漁業漁獲物の価額を合計せるものに付算出したものである。尚昭和五年所得を基準として右の指数を以て推計せる所得は昭和十年に於て實際所得よりも約一四%大となることを見出したるに依り最後に採用せる水産業所得は昭和五年、昭和十年、昭和十一年以外の各年に付夫々右の指数に依る推計値より其の一〇%を減じたる結果を以て充てることとした。

4.　鑛業所得算定に用ひたる指数

昭和元年	一一三	昭和六年	八二
二年	一二〇	七年	八三
三年	一二三	八年	一一六
四年	一二五	九年	一三九
五年	一〇〇	一〇年	一六四
		昭和一〇年	一〇〇
		一一年	一二四

本指数は商工省調査に係る本邦鑛業總額に基きて算出したものである。

5、工業所得算定に用ひたる指數

昭和元年	一一六	昭和六年	八七	昭和一〇年	一〇〇
二年	一一三	七年	一〇〇	一一年	一一三
三年	一二一	八年	一三二		
四年	一二九	九年	一五七		
五年	一〇〇	一〇年	一八二		

本指數は商工省調査に係る工場生産總價額に基きて算出したものである。尚昭和五年所得を基準として右の指數を以て推計せる所得は昭和十年に於て實際所得よりも約一五%大となることを見出したるに依り、最後に採用せる工業所得は昭和五年、昭和十年、昭和十一年以外の各年に付夫々右の指數に依る推計値より其の一四・三%を減じたる結果を以て充てることとした。

6、商業所得算定に用ひたる指數

昭和元年	一七三	昭和六年	九〇	昭和一〇年	一〇〇
二年	一二二	七年	一〇三	一一年	一〇九
三年	一三四	八年	一三一		
四年	一二三	九年	一二六		
五年	一〇〇	一〇年	一二四		

本指數は大藏省調査全國手形交換高に基きて算出したものである。

7、交通業所得算定に用ひたる指數

昭和元年	一二五	昭和六年	九七	昭和一〇年	一〇〇
二年	一三九	七年	九一	一一年	一一〇
三年	一四四	八年	一一五		
四年	一二九	九年	一二六		
五年	一〇〇	一〇年	一四〇		

本指數は國有鐵道益金及運輸會社利益金の合計に基きて算出したものである。尚昭和五年所得を基準として右の指數を以て推計せる昭和十年所得は實際所得よりも約三〇%大なることを見出したるに依り、最後に採用せる交通業所得は昭和五年、昭和十年、昭和十一年以外の各年に付夫々右の指數に依る推計値より其の二と、五%を減じたる結果を以て充てることとした。

8 公務自由業及家事所得の算定

此の所得の算定に適切なる指數を得ることは最も困難である。茲では特に指數を求むることをせず、内閣統計局調査の昭和五年及昭和十年の本所得の一箇年平均增加額三、二五四千円を其の儘採用し、昭和元年以降毎年同額の增加を示せるものと看做して全期間の本所得を推計した。

9. 國際投資利益及事業、勞務利益收支差額

本項に屬する所得として内閣統計局に於ては、昭和五年支拂超過六、三六〇〇千円、昭和十年支拂超過八五、九二一千円を計上せるも、其の根據明ならず、仍て茲には各年に於ける外國證券利子及配當金受取額と海外事業及勞務利益受取額の合計と、外國人拂本邦證券利子及配當金と外國人内地事業及勞務利益支拂額の合計との差額を求めて、之を以て本項に屬する所得とした。蓋し生産額を基礎とする國民所得の見地からする國際間の收支差額にして特に國民所得の構成に与るものとしては右の各項目に關するものを採るべきであると考へ得るが故である。從て此の點に於て吾々の算定せる國民所得總額は、昭和五年及昭和十年内閣統計局調査の國民所得總額と若干の相違を生ずることとなった。

(II) 昭和十二年以降

前節に於て述べたる如く、昭和十一年以前の國民所得は其推計に利用し得る指標を見出し得るが故に、他方昭和五年及同十一年に付基準たり得る國民所得額の存在と共に、吾々の推計も概ね事實の眞相を把み得ると信ぜしめるものが

あるが、昭和十二年以降の國民所得の推計に於ては據るべき指標未だ充分ならず、加之昭和十四年以降は全く將來値の推計に外ならない為めに一層此の困難は大である。特に最近の如く吾々の豫測を許さざる変動の顕現する時に於て、数箇年に亘る將來値の推計は或は不可能であると云ふべきであるかも知れない。

茲に吾々が計算せる昭和十二年以降の結果も斯る意味に於ては單なる参考資料の程度の價値より有り得ないであらう。然も尚茲に將來値の推計を試みる所以は、我國の國民所得が「若しも満洲事変以後昭和十一年に至る数年間の発展力と発展の方向とを持續するならば」、扨て又我國の經済事情が此の間の動向を変へない限りに於て、當然生ずべき國民所得を考へることに依つて、此の國民所得を基準として外的事情の変化に應ずる國民所得の変化を考へ得るものと信ずるが故である。此の意味に於て茲に吾々が提供し得る昭和十二年以降の國民所得は、將來に於て変化すべき國民所得を思索する一つの據り所として充分の存在理由を有するものと信ずる。

各源泉別所得に付昭和十二年以降の所得推計方法を要約すれば、前に推計せる源泉別所得額の昭和七年以降同十一年の値をとり、年次変量の一次函数としての一般的趨勢値を算出し、此の趨勢値を昭和十二年以後昭和十七年迄延長する方法に依つた。斯くして得たる結果は本報告最初に掲げたる國民所得表中に示した如くである。

各源泉別の推計一次函数式は夫々次の如くである。

農業所得	〃	2379＋261t	
水産業所得	〃	187＋17t	
鑛業所得	〃	553＋55t	
工業所得	〃	4503＋694t	
商業所得	〃	3612＋167t	
交通業所得	〃	859＋168t	
公務自由業及家事所得	〃	1360＋3t	
國際間投資利益事業及貿易利益收支差額	〃	143＋13t	

備考
一 数字ハ凡テ百万円単位ノ金額ヲ表ハス
二 tハ年次変量ニシテ原数0ハ昭和九年トス

〔二〕 推計結果と他の推計者推計結果との比較

前項に於て吾々は昭和元年乃至同十一年に於ける国民所得額の算定及之を基礎として昭和十二年以降の國民所得額の推計を行つたが、今右の内昭和元年乃至同十一年に付吾々の計算の結果を、他の推計者の計算に成る国民所得と比較してみるに次表の如くである。勿論之等の中土方博士の推計國民所得は當所及内閣統計局調の國民所得とは其の性質を異にする故に、無條件に三者を比較することは出来ないが、尚各推計結果の比較對照に依つて、吾々の推計結果が極めて妥當なる計数を与へて居ることを見出すと共に、之に依つて我國國民所得の大さ並に其の変遷の状態を察知し得るであらう。

帝國(内地)國民所得推計者別結果ノ比較

年次	當所調 (千円)	内閣統計局調 (千円) (大正十四年)	土方博士推計 (千円)
昭和元年	13.676.588	13.382.323	12.048.510
2	12.140.974		12.040.327
3	12.693.117		12.424.165
4	12.528.012		11.918.833
5	10.710.019	10.635.785	10.470.500
6	9.105.328		10.133.863
7	10.141.878		10.221.622
8	12.590.569		11.261.486
9	13.163.959		12.738.290
10	14.711.733	※14.531.870	13.599.397
11	16.031.189		16.137.000

※ 内閣統計局調 昭和十年國民所得額ハ目下最秘扱中ナリ。

〔三〕 國民所得と蓄積資本

當所に於ては前に蓄積資本に關する調査を行ひたるが故に、茲に國民所得と蓄積資本との關係を一瞥したいと思ふ。次表は上述の當所調國民所得額に對する當所調蓄積資本額の割合を算出したものであるが、之に依て見るに、昭和七年以來其の割合は漸增を辿つて來たが、更に昭和十二年以降の豫想に依れば、國民所得に對する蓄積資本の割合は急激に增加し、昭和十六年には遂に國民所得の三五%が蓄積せられなければならぬことを示して居る。此の割合は昭和七年に比して殆ど二倍に該つて居るのである。

國民所得に對する國民貯蓄の割合は、スタムプ及ボウレイに依る一九二四年英吉利に於ては一一、四%（內閣統計局調査大正十四年我國の割合は一五、六%）、ニストロムに依る一九二五年北米合衆國に於ては一二、一%等が示されて居るが、我國に於ては常態に於て國民貯蓄の割合は大体二〇%と云ふのが通念になつて居ることより見て、上述の如く國民所得の三五%に上る國民貯蓄の實現は種々の見地から注意せられなければならぬと思ふ。

1) Bowley and Stam: National Income, p. 57

2) P. H. Nystrom: Economic Principles of Consumption, 1929 chap XIII—XIK

國民所得ニ對スル蓄積資本割合

年次	國民所得（百万円）	蓄積資本額（百万円） 正常な蓄積資本額	蓄積資本額（百万円） 最大見込蓄積資本額	國民所得ニ對スル蓄積資本額 % 正常な蓄積資本額	國民所得ニ對スル蓄積資本額 % 最大見込蓄積資本額
昭和7年	10,142	1,886	1,886	18.6	18.6
8	12,591	2,406	2,406	19.1	19.1
9	13,164	2,736	2,736	20.8	20.8
10	14,712	3,317	3,317	22.5	22.5
11	16,03	4,115	4,115	25.5	25.5
12	17,54	4,718	5,835	26.5	33.3

昭和13年	1,[illegible]882	5,366	6,641	28.4	35.2	
14	20,250	6,119	6,963	30.2	34.3	
15	21,619	6,959	7,184	32.2	33.2	
16	22,988	7,923	6,180	34.5		
17	24,361	?	?			

備考　國民所得及蓄積資本額ノ計數ハ商工調査ト又

(四) 國民所得と租稅收入

租稅收入が國民所得の幾%に當つて居るかと云ふことは、夫に依て直接租稅負擔の輕重を云々し得ないとしても、尚租稅政策上重要なる資料でなければならない。次表は當所調査國民所得を基礎として、之に對する租稅收入の割合を算出したものであるが、比較の爲め英吉利、北米合衆國、佛蘭西、独逸に就き同樣の割合を求めて我國の狀態と比較した。尚國民所得に對する租稅收入の割合を見る上に、直接間接參考となるものは、國民一人當り國民所得額であるが故に、之をも附して參考に供することとした。

各國國民所得總額ニ對スル租稅收入割合比較

年次	帝國		英吉利	北米合衆國	佛蘭西	獨逸
	租稅收入	1926年度ノ直接稅及間接稅ノ總計ヲ含ム稅收入				
日本曆 西曆						
昭和元年 1926	6.5%	8.3%	14.6%	4.4%	17.3%	8.5
2 1927	7.4	9.5	14.7	4.4	18.0	8.5

3	1928	7.3%	9.3%	14.5%	4.4%	18.7%	8.7%
4	1929	7.1〃	9.2〃	14.2〃	4.4〃	23.1〃	8.9
5	1930	7.8〃	10.3〃	14.9〃	4.0〃	18.2〃	9.4
6	1931	8.1〃	10.9〃	15.9〃	3.5〃	18.6〃	9.9
7	1932	6.9〃	9.3〃	17.3〃	4.8〃	16.8〃	12.0
8	1933	5.8〃	7.8〃	16.4〃	7.1〃	19.7〃	11.0
9	1934	6.4〃	8.4〃	15.4〃	7.5〃	22.3〃	10.7
10	1935	6.1〃	8.0〃	15.0〃	7.4〃	22.8〃	?
11	1936	5.8〃	7.5〃	14.8〃	8.0〃	18.0〃	?
平均		6.84	8.95	15.25〃	5.45	19.5	9.73
帝國租稅收入	% 6.84	100.0		223.0	78.5	285.1	142.3
9100トスル	各國割合						

備考　租稅收入ハ內國稅及關稅ノ合計額トス

年	面	國計
	百万円	
昭和元年	1	1,136.73
同 2〃	1	1,153.37
同 3〃	1	1,179.69
同 4〃	1	1,150.57
同 5〃	1	1,103.08
同 6〃	1	991.40
同 7〃	1	940.38
同 8〃	1	1,001.58
同 9〃	1	1,109.37
同 10〃	1	1,176.10
同 11〃	1	1,204.91

同11年ハ現

各國國民所得總額及租稅收入額累年表

（量ニ租稅收入トイフハ内國國稅ト關稅ノ合計ナリ）

年次	西暦	英吉利		北米合衆國		佛蘭西		独逸		帝国				
		國民所得	租稅收入	國民所得	租稅收入	國民所得	租稅收入	國民所得	租稅收入	國民所得	租稅收入	印紙稅收入	專賣益金	計
		百万磅	百万磅	億弗	億弗	億法	億法	百万馬克	百万馬克	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和元年	1926	4.562	664	785	34.75	2.080	359.39	62.673	5.312	13.677	887.00	82.33	167.40	1.136.73
同 2 〃	1927	4.719	693	772	33.64	2.100	399.58	70.754	6.357	12.141	898.67	81.43	173.26	1.153.37
同 3 〃	1928	4.710	685	805	35.40	2.267	423.35	75.373	6.568	12.693	915.91	86.58	177.20	1.179.69
同 4 〃	1929	4.765	677	830	36.26	2.452	566.14	75.949	6.741	12.528	893.50	79.26	177.80	1.150.57
同 5 〃	1930	4.698	704	703	28.07	2.428	422.97	70.223	6.634	10.710	835.04	69.70	198.34	1.103.08
同 6 〃	1931	4.264	733	546	18.89	2.285	424.00	57.458	5.704	9.105	735.50	65.43	190.46	991.40
同 7 〃	1932	4.210	728	394	18.55	2.060	346.05	45.175	5.417	10.142	695.84	66.63	177.91	940.38
同 8 〃	1933	4.334	709	418	29.54	1.990	391.64	46.590	5.141	12.591	748.57	73.75	179.27	1.001.58
同 9 〃	1934	4.624	710	484	36.21	1.840	405.16	52.710	5.622	13.164	843.18	78.03	188.16	1.109.37
同 10 〃	1935	4.926	739	530	39.00	1.720	392.80	57.895		14.712	899.90	78.64	197.56	1.176.10
同 11 〃	1936	5.276	783	638	50.84	1.890	340.41	62.623		16.031	923.30	79.61	201.90	1.204.81

英吉利國民所得ハ官公所得ヲ含ム
（Colin Clark ノ推計）

合衆國商務省推計 The Commercial and Financial chronicle ニ據ル

佛蘭西國民所得ハ「私人所得」"Les revenus privés" ナリ（Léopold Ingé ノ推計）

独逸政府調査ト思ハル Statistisches Jahrbuch der Weltwirtschaft ニ據ル

帝國國民所得額ハ本会調査ノ結果
帝國租稅收入ニ関スル計數中昭和10年迄ハ決算 同11年ハ現計 同12年ハ豫算額トス

各國民一人當リ國民所得額比較

年次	帝國(円)	英吉利(磅)	北米合衆國(弗)	独逸(RM)	佛蘭西(法)
昭和元年	217	100	674	997	5.089
2	189	104	653	1.119	5.129
3	195	103	671	1.185	5.523
4	190	104	683	1.187	5.947
5	160	102	571	1.092	5.835
6	134	93	440	889	5.459
7	147	91	315	696	4.924
8	180	93	333	714	4.752
9	186	99	382	804	4.387
10	204	105	415	866	4.105
11	220	112	499	930	4.509

備考

帝國國民一人當リ国民所得額ハ當所調査國民所得ニ基キ自テ算出シタ

〔五〕 世界主要國の國民所得

最後に資料の許す限りに於て、世界主要國に於ける國民所得額を蒐めて表章することとした。次表は概ね一九三〇年前後の事實に就て比較對照する目的で蒐集したものであるが、各國の調査の不統一に依り一九二〇年頃の狀態を採つたものもある。併しながら之に依つて世界各國の國民所得を知り得ると共に、國民所得に於ける帝國の地位を察知することが出來ると思ふ。

1930年前後各國國民所得比較

國名	年次	國民所得總額	國民一人當所得額	計算者
帝國(内地)	1930	10,636百万円	165円	内閣統計局
滿洲國(日本人)	1930	1,550百万元	53元	滿鐵經濟調査會
英領印度	1922	30,000百万 35,000瑞西法	90-100瑞西法	ジニ
英吉利	1934	2850百万磅	601磅	クラーク
佛蘭西	1932	206,000百万法	4914法	デュゼ、ド、ベルノンビーユ
独逸	1933	59,428百万馬克	914馬克	独逸統計院
伊太利	1928	94000百万リラ		ジニ
ソヴエト聯邦	1932	45,500百万ルーブル	297ルーブル	官府
洪牙利	1928	4383百万ペンゴー	509ペンゴー	フエルナー
白耳義	1930	9,600百万法	1,186佛法	ムーディー
和蘭	1922	5,500-6,000百万瑞西法	800-960瑞西法	ジニ
丁抹	1927	3,550百万クローネ	1,021クローネ	ムーディー
瑞典	1922	3,500-3,600百万瑞西法	120-140瑞西法	ジニ
諾威	1922	1,500-1,700百万瑞西法	620-670瑞西法	ジニ
愛蘭自由國	1926	164.5百万磅	54.8磅	キヤナン
北米合衆國	1933	39,800百万弗	316弗	インダストリアルコンファレンスボード
加奈陀	1930	4750百万弗	478弗	加奈陀統計院
濠洲	1922	6,000-6,250百万瑞西法	1,200-1,250瑞西法	ジニ
新西蘭	1922	360百万弗	360弗	米國バンカーストラスト會社
エジプト	1921	301百万リール	22リール	レヂイ

参

考

第一、租税收入測定資料としての國民所得に関する研究

總説

一般に國民所得として概念せられて居るものは、一ヶ年間に於て國内に在る生産源泉から生じた純生産高の貨幣的見積額である。

而して純生産とは、總生産額より其の生産に要したる費用を控除せる残額と解するが故に、一見極めて明瞭なるが如き國民所得の大きさも、控除すべき費用の範囲の如何に依りて著しく影響を受けることゝなる。然も此のことは單に國民所得の概念に関する学問上の問題であるのみならず、実際に諸々の政策に関する基礎資料として國民所得を見る場合に於ても極めて重要なる問題を提起することゝなる。

今当面の問題として租税政策の見地から國民所得を見る場合、單に國民の担税力を測定する資料として國民所得を考へることゝ、租税收入を測定する資料として國民所得を考へることゝの間には、厳密に区別せられなければならない事情がある。

勿論、此の場合免税点の問題は共通の要素として全然触れないことゝする。

一般に總生産額から控除すべき費用の中には、租税を含まない。併しながら所謂事業所得に於ける此の所得は、経費として租税支拂額をも控除した残額である。

又、一般に國民所得を算定する場合、總生産額より費用の大なる事態が生じた場合には、夫れだけ國民所得は小となる。

此の結果は國民所得を物的方法即ち生産物の側から算定しても亦人的即ち受取者の側から算定しても生ずる。

勿論、受取者の側から算定する場合、損失を負の所得と看做さない時は右の如き結果を生じないが、其の爲めに物的方法に依り算定すべき國民所得と内容を異にする結果となり、問題の対策とならないことは明かである。

然るに課税の実際に徴するに甲会社の所得は之と同額の損失が乙会社に生じたことに依って毫も課税対策たることに影響を受けないのである。

其の他尚種々の点が挙げられるであらうが、最も顕著な相異として挙げたる

右の二点に依っても、一般的所得と特殊の國民所得とが存在すべきことは充分に察知し得ると考へる。

本研究に於ては、斯かる特殊国民所得に関する一研究として、租税收入の測定資料としての国民所得を算定せんと試みたのである。

茲に吾々が算定せんとする国民所得は新しき期間に於ける租税收入測定の資料たるべき國民所得であるが故に、此の要求に応ずる為めに所得を構成すべき各要素の取扱に於て次の如き諸点が一般的国民所得と異って居る

(1) 会社純益金總額を以て法人の事業所得とした。

(2) 会社純損金は〇の所得と看做した。

(3) 個人の受けたる配当金を独立の所得と看做した。

(4) 官公所得は除外した。

(5) 国際間の所得出入は、受取額、支拂額共に考慮せざることゝした。

尚本研究に於ける国民所得は次の如く分類し、之等各所得源泉別に夫々所得額を算定することゝした。

(1) 事業所得

法人事業所得（農業、水産業、鉱業、工業、商業、運輸業の別）

個人事業所得（農業、水産業、鉱業、工業、商業、運輸業、自由業の別）

(2) 俸給、給料、及賃銀所得

公務、自由業、鉱業、工業、商業、運輸業

(3) 財産所得

公債、社債、及預金利子

郵便貯金利子

配当金

其の他

(4) 恩給及年金所得

通常国民所得は産業別、職業別を以て分類の基準とするが、租税政策の点から見る時は、斯かる分類法は結果の利用に不便勘くない。

等しく工業所得と称する事業所得と給料、賃銀所得とは同一に考へ得られないゝ。

小数にして多額の事業所得は課税対策とするに容易であるが、多数にして小

頗なるべき給料、賃銀所得は、其の總額が大であるとしても、之を其の低課税の対策となし得ざるが如くである。

又同類の所得も純然たる財産所得と然らざるものとを同日に論ずることは出来ない。斯かる見地から所得の分類は上掲の如き基準によった方が尠くとも本研究に於ては適当であると考へる。

最後に本研究に於ける昭和元年乃至昭和十年國民所得算定に関しては土方博士の研究に負ふ所が大である。

土方博士の研究は既存資料を利用して得られる最も優れたる結果であると云ひ得るのみならず、本研究に於て必要とする計数に就て、極めて忠実なる計算に依る結果を與へられて居る。

若しも土方博士の多年に亘る研究がなかったならば、吾々は同一の結果を見出す迄に今日よりも遥に大なる時間を要したことは云ふ迄もない。

一、所得源泉別所得

(I) 事業所得

事業所得は之を会社事業所得と個人事業所得とに分ち、前者は商工省会社統計表に依り産業大分類に從ふ会社純益金總額を計上し、後者は土方博士推計に係る各業所得中労務者の所得以外の所得より上述会社純益金總額を控除した残額を以て之に充てた。

此の計算の結果得たる事業所得は次表の如くである。尚、個人事業所得中、自由業所得とは、宗教、医業、歯科医及薬剤師、産婆、獣医、蹄鉄業、按摩、鍼灸、看護業、法務、記者著述業、藝術家、家事使用人及日傭労働者を含む各業主の所得を云ふのである。

第一表　會社純益金（單位千円）

	總額	農業	水産業	鉱業	工業	商業	運輸業
昭和元年	一、〇九五、三四一	八、四七四	七、六八七	三六、六〇一	四三九、四一〇	五一七、八一〇	八五、三五八
〃　二年	一、一〇二、八八五	五、三三〇	一〇、七六〇	四一、八四三	四四七、五二五	五〇七、七三三	八九、六九四
〃　三年	一、一五三、七六七	四、三四八	一五、五一八	四四、二八七	四九四、九三〇	五〇一、〇一九	九三、六七一
〃　四年	一、一四〇、〇八二	四、〇六〇	七、四七九	五七、三一七	五一〇、〇〇三	四六五、七五〇	九五、四七三
〃　五年	九一九、四一九	二、九八一	四、八六六	三〇、三四〇	三七四、一一八	四四〇、一三三	六六、九八一
〃　六年	七四三、六七五	一、一〇二	一、五五五	一九、〇二七	三四〇、九七七	三二四、三四一	五六、六七二
〃　七年	八三〇、三二二	一、一九〇	六、四七〇	二六、八一三	三五九、八六六	三八五、六七七	五〇、三一六
〃　八年	一、〇九二、〇三四	二、一四七	八、〇三七	五〇、六〇五	四九三、七二二	四七九、七四三	五七、七七九
〃　九年	一、三二九、〇五四	四、五六三	一一、七五六	七六、三一八	六一四、二五一	五五三、七一七	六八、四五〇
〃　一〇年	一、五一〇、二九四	五、八二五	一六、三二一	九八、〇八九	七五二、六〇三	五四二、〇五二	九五、四〇五

第二表　個人ノ事業所得（單位千円）

	總額	農業	水産業	鉱業	工業	商業	運輸業	自由業
昭和元年	四、三六四、七三九	二、八一九、七二二	一、九七、八七八	一五二五	二〇七、八六二	八四九、六七一	一三、六四八	二七四、四三三
〃　二年	四、二七九、〇四二	二、五八三、〇八七	一、八一、七八八	一、七四三	二二七、七七八	九九〇、二四八	一五、三四三	二七九、〇五五
〃　三年	四、三四八、二四七	二、六七九、一〇一	一、八五〇、五六六	八四五	二三二、四五一	九四九、〇八二	一五、五八三	二八五、一二九
〃　四年	四、〇四五、一八八	二、五七〇、四一八	一、八四六、五一三	三八八	二一〇、九七二	七六四、八九六	一四、八八八	二九六、九七五
〃　五年	三、二七二、七〇五	一、七八六、一三八	一四六、八四〇	一、二六六	一、八三、三三七	八五〇、一一七	八、八九三	二九六、〇七四
〃　六年	三、一四七、九四八	一、八二一、四八三	二七、四一〇	八九九	一六二、一七二	七四二、〇八八	八、四二八	二八五、四六八
〃　七年	三、一四五、三五五	一、八四九、六七九	二二三、四三九	一、一七	一四六、八〇一	七二六、七八八	八、三二六	二八九、二〇五
〃　八年	三、七三六、五九四	二、二七八、六三二	二三八、六八八	二、一〇九	一九〇、五三六	八一九、〇五〇	九、三六三	二九八、二一六
〃　九年	三、九七二、七五二	二、三九六、〇三一	一四七、九六一	一、八〇	二四〇、九九六	八五八、三四八	一八、七五六	三〇七、四八〇
〃　一〇年	三、九二六、九九九	二、三二一、六六六	一四六、六八四	四、〇八七	二九一、三〇六	九一二、五七七	二四、八四五	三一五、八三四

(II) 俸給、給料、賃銀所得

本項に属する所得は官公吏（雇員及傭人を含む）、自由業に於ける使用人、鉱業、工業、商業及運輸業に於ける使用人の受くる所得を包括するものである。

農業及水産業に於ても賃銀所得者のあることは考へ得るが、其の実状を推知する資料に乏しく之を推計することは困難なる理由に依り除外した結果、其の所得は前項個人事業所得中に含まれたものとする。係し乍ら此の事に依って全体の結果が著しく歪められることは考へ得ない。俸給、給料、賃銀所得に関する計数は、土方博士の研究中に極めて綿密なる計算の結果が与へられて居る故に、之に基きて本項の所得額を推計することゝした。

即ち次表の如くである。

第三表　俸給、給料及賃銀所得　（単位千円）

	總額	官公務	自由業	鉱業	工業	商業	運輸業
昭和元年	五、八二一、一九四	八四一、三四七	八四六、九五四	一五五、六一〇	二、九一一、五八一	一、一二六、五四六	四五九、二五六
〃 二年	六、〇〇八、九三九	八九一、二三八	八五二、二四三	一五九、七四一	二、四九九、九五五	一、一二六、七九七	四七八、九六五
〃 三年	六、一三九、八〇六	九三六、四二一	八六九、一三〇	一六六、〇九八	二、五四七、四七九	一、一二八、三三一	四九二、三四七
〃 四年	五、八九六、四一二	九〇一、五〇〇	八九三、三六九	一五四、八六五	二、三三四、三七四	一、一二五、一四四	四八七、一六〇
〃 五年	五、四三六、八一四	九一九、六七五	八〇〇、〇五一	一三二、八四八	二、〇五五、三七六	一、〇七三、一三八	四五五、七二六
〃 六年	四、八九三、八四七	八八〇、四四〇	七四八、二八〇	九六、二〇六	一、六二八、四〇〇	一、〇五七、四一八	四八三、一〇三
〃 七年	四、七九二、六五九	八九八、五八八	七二四、〇六〇	九〇、八八〇	一、五九四、八五七	一、〇二〇、〇八六	四六四、一八八
〃 八年	五、一二五、一二二	九一三、〇六五	七三八、八五五	一二、〇〇八	一、八〇〇、六四五	一、一一四、四九九	四四七、〇五〇
〃 九年	六、〇四八、八四二	九一五、八四五	七五七、一一四	一三四、一〇六	二、四〇〇、〇四一	一、三一一、七七〇	五二九、九五六
〃 一〇年	六、五六三、九三九	九五九、〇五六	七八六、九九九	一五一、四六三	二、六九〇、七五〇	一、四四〇、九六三	五三四、七〇八

(Ⅲ) 財産所得

本項の所得中公社債利子、預金利子、及配当金所得は、大蔵省主税局年報に依り第三種所得種類別所得額表中之に該当するものを計上し、郵便貯金利子は別に之を計算した。其の他の財産所得は主税局年報に依り第三種所得種類別所得額中「貸家及貸宅地」所得を其の侭計上することゝした。此の結果第三種所得税の非課税階級の個人に依って得られた同種の所得が脱漏することゝなるが、調査の技術上已むを得なかった。

(Ⅳ) 恩給及年金所得

恩給及年金所得は上述の各所得の何れの範疇にも入れ難き事情の為めに特に独立の所得源泉として取扱った。

此の所得に関する計数は内閣恩給局報告及貯金局統計年報より之を得る。

今財産所得及恩給、年金所得を一括して示せば次表の如くである。

第四表　財産所得及恩給、年金所得　（単位千円）

	財産所得					恩給、年金
	総額	公社債及預金利子	郵便貯金利子	配当所得	其ノ他	
昭和元年	七三六、一〇五	二〇、五七八	五八、〇四〇	二九三、〇七二	三六四、四一五	一三二、七九八
〃二年	八〇七、三〇四	五〇、一二〇	七五、八七三	三一四、五八五	三六六、七二六	一三九、〇五六
〃三年	八三六、六一八	五六、三七三	八六、四二九	二九八、七三〇	三九五、〇八六	一四二、〇四七
〃四年	九〇九、四九〇	五九、六七四	一〇二、〇一六	三一五、六七六	四二五、一二四	一四五、三七三
〃五年	九一九、五九〇	六一、〇七一	一一五、九四八	三〇六、一四五	四三六、四二六	一四五、六一〇
〃六年	八二二、〇六二	五五、四九五	一二四、〇四一	二四〇、一四七	四一二、三七九	一四九、五九四
〃七年	七一六、九〇〇	五三、九八六	一一一、九一四	二〇〇、六八四	三五〇、三一六	一五九、一三五
〃八年	七〇三、四三一	五五、七九九	八四、〇二五	二〇七、一二七	三五六、四八〇	一六三、二八一
〃九年	七六七、〇六五	五四、七八〇	八五、三二八	二五三、八三二	三七三、一二五	一六八、九四六
〃一〇年	八〇〇、一二六	五二、〇九六	八九、六二〇	二七九、五九四	三七八、八一六	一六九、二五四

(V) 總括

以上(I)乃至(IV)に於て推計せる結果を總括して次表を得る。而して此の結果に就て見るに觀察期間十箇年に於ける平均所得額の所得源泉別割合は、

	總額	
事業所得	一〇〇・〇	
俸給、給料、賃銀所得	四二・六	
財産所得	四九・二	
恩給、年金所得	六・九	
	一・三	

の如くにして、殆ど全所得の半は俸給、給料、賃銀所得にして、事業所得は之より小さく然も事業所得四二・六%中三三・一%(事業所得額の七八%)は個人事業所得にして、個人事業所得の過半は農業所得であることが注意を引く。

項目 ＼ 年	年 (千円)	〃 10年 (千円)
總事業	60	12,970,613
會社	07	5,437,294
農業	55	1,510,295
水産業	63	5,825
鉱業	56	16,321
工業	18	98,087
交通業	251	752,603
商業	50	95,405
個人事業	67	542,052
農業	52	3,926,999
水産業	31	2,231,666
鉱業	61	146,684
工業	80	4,087
交通業	996	291,306
商業	56	24,845
自給	348	912,577
俸給、給料	480	315,834
公社	842	6,563,939
自給	745	959,056
鉱業	124	786,999
工業	106	151,463
交通業	041	2,690,750
商業	956	534,708
財産	770	1,440,963
公社債	165	800,126
郵便	80	52,096
配当	28	89,620
其他	832	279,594
恩給、年	125	378,816
	946	169,254

項目＼年次	昭和元年 (千円)	〃 2年 (千円)	〃 3年 (千円)	〃 4年 (千円)	〃 5年 (千円)	〃 6年 (千円)	〃 7年 (千円)	〃 8年 (千円)	〃 9年 (千円)	〃 10年 (千円)
總額	12,150,177	12,337,226	12,620,486	12,129,544	10,694,138	9,757,124	9,644,371	10,820,461	12,286,660	12,970,613
事業所得	5,460,080	5,381,927	5,502,015	5,185,269	4,192,124	3,891,621	3,975,677	4,828,627	5,301,807	5,437,294
会社利益	1,095,341	1,102,885	1,153,767	1,140,081	919,419	743,673	830,322	1,092,033	1,329,055	1,510,295
農業会社利益	8,474	5,330	4,348	4,059	2,981	1,101	1,190	2,147	4,563	5,825
水産業会社 〃	7,687	10,760	15,518	7,479	4,866	1,555	6,470	8,037	11,756	16,321
鉱業会社 〃	36,602	41,843	44,282	57,317	30,340	19,027	26,813	50,605	76,318	98,087
工業会社 〃	439,410	447,525	494,930	510,003	374,118	340,979	359,856	493,922	614,251	752,603
交通業会社 〃	85,358	89,694	93,671	95,473	66,981	56,672	50,316	57,779	68,450	95,405
商業会社 〃	517,810	507,733	501,019	465,750	440,133	324,341	385,677	479,743	553,967	542,052
個人事業利益	4,364,739	4,279,042	4,348,247	4,045,188	3,272,705	3,147,948	3,145,355	3,736,594	3,972,752	3,926,999
農業	2,819,722	2,583,087	2,679,101	2,570,418	1,786,138	1,821,483	1,849,679	2,278,632	2,396,031	2,231,666
水産業	197,878	181,788	185,056	184,651	146,840	127,410	123,439	138,688	147,961	146,684
鉱業	1,525	1,743	1,845	2,388	1,266	899	1,117	2,109	3,180	4,087
工業	207,862	227,778	232,451	210,972	183,337	162,172	146,801	190,536	240,996	291,306
交通業	13,648	15,343	15,583	14,888	8,893	8,428	8,326	9,363	18,756	24,845
商業	849,671	990,248	949,082	764,896	850,117	742,088	726,788	819,050	858,348	912,577
自由業	274,433	279,055	285,129	296,975	296,074	285,468	289,205	298,216	307,480	315,834
俸給,給料,賃銀所得	5,821,194	6,008,939	6,139,806	5,896,412	5,436,814	4,893,847	4,792,659	5,125,122	6,048,842	6,563,939
公務	841,247	891,238	936,421	901,500	919,675	880,440	898,588	913,065	915,645	959,056
自由業	846,954	852,243	869,130	893,369	800,051	748,280	724,060	738,855	757,124	786,999
鉱業	155,610	159,741	166,098	154,865	132,148	96,206	90,880	111,008	134,106	151,463
工業	2,396,581	2,499,955	2,547,479	2,334,374	2,055,376	1,628,400	1,594,857	1,800,645	2,400,041	2,690,750
交通業	459,256	498,965	492,347	487,160	455,726	483,103	464,188	447,050	529,956	534,708
商業	1,126,546	1,126,797	1,128,331	1,125,144	1,073,138	1,057,418	1,020,086	1,114,499	1,311,770	1,440,763
財産所得	736,105	807,304	836,618	902,490	919,590	822,062	716,900	703,431	767,065	800,126
公社債及預金利子	20,598	50,120	56,373	59,674	61,071	55,495	53,986	55,999	54,780	52,096
郵便貯金利子	58,040	75,873	86,429	102,016	115,948	114,041	111,914	84,025	85,328	89,620
配当所得	293,072	314,585	298,730	315,676	306,145	240,147	200,684	207,127	253,832	279,594
其ノ他財産所得	364,415	366,726	395,086	425,124	436,426	412,379	350,316	356,480	373,125	378,816
恩給,年金所得	132,798	139,056	142,047	145,373	145,610	149,594	159,135	163,280	168,946	169,254

第一図　昭和元年乃至同十年私人所得

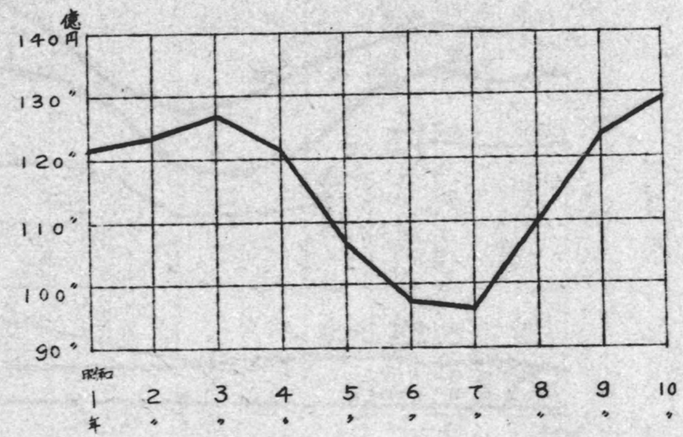

第二圖　昭和元年乃至同十年群別私人所得

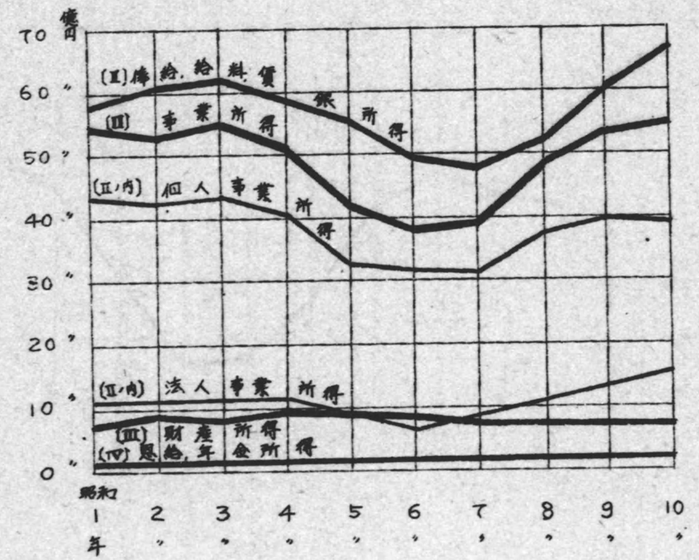

二　一般國民所得との比較

租稅收入の大さを規定すべき特殊の目的を以て推計せる國民所得は上述の如くであるが、今之を一般國民所得と比較するに次の如くである。茲に比較すべき一般國民所得としては本報告の本論に於て計算の結果を用ひることとした。

年次	一般國民所得	特殊國民所得	一般國民所得ニ対スル特殊國民所得ノ割合
昭和元年	一三、六七六、五八八	一二、一五〇、一七七	八八%
二年	一二、一四二、九七四	一二、三三七、二二六	一〇二〃
三年	一二、六九三、一一七	一二、六二〇、四八六	九九〃
四年	一二、五二八、〇一二	一二、一二九、五四四	九七〃
五年	一〇、七一〇、〇一九	一〇、六九四、一三八	一〇〇〃
六年	九、一〇五、三二八	九、七五七、一二四	一〇七〃
七年	一〇、一四一、八七八	九、六四四、三七一	九五〃
八年	一二、五九〇、五六九	一〇、八二〇、四六一	八六〃
九年	一三、一六三、九五九	一二、二八六、六六〇	九三〃
一〇年	一四、七一一、七三三	一二、九七〇、六一三	八八〃
十箇年平均	一二、一四六、二一八	一一、五四一、〇八〇	九五〃

之に依て見るに、茲に云ふ所の特殊国民所得は一般国民所得に比較して、此の観察期間の限りに於て平均五%小なることを示すが、本研究に於て注意すべき点は、右の如き平均的比較値よりも、其の割合が年によりて可成り顕著な相異を示して居る点である。今此の点に就て考ふるに、此の両者の比較値の変化が所謂景氣変動と極めて近似的な状況を示して居ることは、改めて證明する迄もなく上表%の変化に依て明に看取し得る所であると思ふ。即ち右表に示した所の一般国民所得に対する特殊国民所得の割合を見るに、昭和二年及昭和五、六年の三回は一〇〇乃至一〇〇を超ゆる値を示して居るが、昭和二年は所謂金融恐慌出現の年であり、昭和五、六年は最近に於ける不況のどん底に當る年である。更に昭和五、六年の前後に於て特に高い%を示して居ることが目立つが、之より茲に謂ふ所の特殊国民所得は、其の変動の振幅が一般国民所得に比して遙に小であると云ひ得るであらう。換言すれば租税の大さを規定すべき所得額の変動は景氣変動と伴はない振幅を示すと云ふ結果となるのである。

何故に斯くの如き結果を生ずるのかを見るに、一般所得が一箇年中に生じた紙生産額を意味するのに対して、吾々が茲に問題とする所の租税收入の大さを規定する所得は、何等かの形に於て所得者の手に受取られた額の總計である点に根本的原因がある。即ち此の為めに経済界の不況の時に於ては紙生産額以上に受取られた所得が存在するのであり、反対に経済界の好況の場合には紙生産額よりも実際に分配せられた所得は小さいと云ふ事実が存在することとなるのである。而して経済界不況の際に於て斯かる現象の生ずる所以は、主として給料、賃銀の形を以てする支払の固定性及配當の造出等に依て齎らざるべく、又経済界の好況時に於て斯かる現象の生ずる所以は、主として減價銷却率の増大に依て齎らされる結果と考へることが出来る。此の事実は亜米利加合衆国に於ける生産所得と支払所得の変動が明にする所であつて、今一九二九年及一九三〇年、一九三二年乃至一九三六年の事実に就て見るに

"National Income Gain in 1936 Largest of Recovery Period."
Survey of Current Business June, 1936.

	生産所得	支払所得	生産所得ニ対スル支払所得ノ割合
一九二九	八〇、七五七	七八、一七四	九七%
一九三〇	六七、九六九	七二、八七二	一〇七〃
一九三一	三九、五四五	四八、四八七	一二二〃
一九三三	四一、八一三	四四、九〇七	一〇七〃
一九三四	四九、五七五	五一、〇〇四	一〇三〃
一九三五	五四、九五五	五四、六四五	一〇〇〃
一九三六	六三、七九九	六二、〇五六	九七〃

の如くにして、昭和七年に於て比例値は最大を示し、以後次第に低下し一般経済界の恢復過程と一致して居る。特に昭和十一年に於ては既に一〇〇以下に低下し、生産所得の急激なる恢復を示して居るのである。更に土方博士の研究より、鉱業、工業、交通業、商業、自由業に於ける各所得額に対する労務者所得の割合を見るも（経済學論集昭和十二年十一月號）次の如く此の事実を物語て居るものと云ふことが出来る。

	鉱業	工業	交通業	商業	自由業
昭和元年	八三%	八四%	七〇%	五二%	七六%
二年	八六	八四	六四	五四	七五
三年	八五	八二	六四	五五	七五
四年	七八	八〇	六五	六一	七五
五年	九三	八五	七一	五七	七三
六年	八九	七五	七二	五六	七二
七年	七九	七七	七三	四八	七一
八年	六六	七一	七三	五〇	七一
九年	六〇	六二	七四	五三	七一
一〇年	五七	六一	七二	五六	七一

結　論

本研究に於ては特殊国民所得の一として租税収入の大さを規定すべき国民所得を算定せんと試みた。勿論国民所得と云ふ限り免税点は考慮に入れなかったが、もともと免税点の如き可変性の要素は斯かる基本的観察に於ては考慮せざる方が適當であると考へる。従て叙上の所を以て本研究の直接の目的は達し得たのであるが、茲に於て吾々は国民所得との関係から租税政策に示唆すべき二三の点を挙げて結論とする。

(1)　租税収入に安定性を要求する限りに於て所謂支払所得を対象とすることは正しい。併しながら此のことに依て不況時に於ては事業所得者に過重の負担を課することとなり、反対に好況時に於ては源泉の一部分を見逃す結果となる

(2)　支払所得を対象とする限り、増税は多少共其の源泉たる所得を小ならしむる作用を有する点に注意しなければならない。

即ち支払所得は租税を経費として控除したる残額であるが故に、若しも生

産所得が一定である限り、経費支出の増加に依て支払分は小となることは明であり、此の作用が生産所得の状態の如何に拘らず支払所得に影響することは免れ得ない。從て増税に際しては此の点に就て考慮する必要があると思ふ。

(3) 勤労所得が事業所得に比して分散の程度強く、從て免税点を考慮する時は其の所得總額の大さに比して、租税收入の源泉としての重要性は小なるものと云ひ得る。

然るに上述の如き事実に徴するに、勤労所得は總支払所得額の約五〇%を占むる上に、不況時に其の割合は増大し好況時に於て其の割合減少する性質を有するが故に、租税收入の源泉として支払所得を見る時は、不況時に於てより大なる部分を失ひ、好況時に於ては失ふ部分が比較的小であるが、このことは結局不況時に於ける事業所得者に対する過重負担と、好況時に於ける事業所得者の合法的脱税手段を通じて租税收入の安定性を与へる結果に他ならず、其処に根本的な矛盾が存在することを示すものである。

(4) 最後に吾々が茲に租税收入測定資料としての国民所得の推計を試みたのであるが、此の国民所得が吾々の目的に可成充分に一致した結果であることは次項に於て述べる如く、此の国民所得の変動と他の財政経済現象二十七項目の変動との間の相関々係を測定せる結果、租税收入の変動との間に最大の相関係数を得たことが之を證明して居る。即ち茲に推計せる国民所得の変動と租税收入の変動との間には〇・七四一の相関係数を得るが、此の値は凡そ国民所得の変動と関聯在るかに考へられる主要財政経済現象の変動との関係中最も密接なる関係にして、之に依つて吾々が本研究に於て算定したる特殊国民所得が尠くとも租税收入の大さを決定する上に重要なる資料たり得ると信ぜしめるのである。換言すれば之に依りて租税收入の大さを規定する国民所得と單に担税力を示す国民所得との間に嚴格な區別の存することを立証するものと言ひ得るのである。

第二　將来に於ける国民所得の推計方法に就て

統計將来値の推計方法に就ては三種の方法を考へる事出来る。平均比率法、趨勢法及相関法である。国民所得の將来値推計に於ても亦之等の方法の何れかに依る他はない。

此の三方法の内平均比率法は極めて短期間の推計には便利であり其の結果も相當信頼し得るが、推計期間が長期に亘る場合は不適當である。從て相當長期に亘る推計方法としては趨勢法と相関法と云ふことになるが、其の算式が次の如く

一、趨勢法　$y = a + bx + cx^2 \cdots\cdots$ 又、$y = a + bx$

二、相関法　$y = A + bX_1 + cX_2$

であることより明なる如く、趨勢法に於ては経験期間の事実に付常数 a、b、c……等を決定すれば、單にその延長のみに依つて推計結果が得られるものに対して、相関法に於ては経験期間に於ける事実に付常数 A、b、c 等を決定したる上、相関事象 X_1、X_2……等に付將来の計画数字が与へられなければならないと云ふ不便があり、若しも此の計画数字が与へられないとすれば、推計は

全然不可能となるのである。

本報告の本文に於て示した如く、昭和十二年以降の国民所得推計には趨勢法を用ひたが、之は此の推計期間に付必要なる計画数字を得難き事情があつた為であつて、若しも斯かる計画数字が与へられる場合には、相関法が一層合理的であることは云ふ迄もない。併しながら直接国民所得総額の推計を行ふ場合に生ずる趨勢法の有する弱点が個々の所得源泉別所得に付推計値を求めて合算することに依て可成り救ひ得るものに対して、相関法を個々の所得源泉別所得の推計に適用することは極めて困難であるが、此の方法に依る時は国民所得総額に付直接推計することに大なる欠点を伴はない利益がある。

吾々は本報告の本文に於ける国民所得の推計に趨勢法を用ひたが故に、他の推計方法の一試みとして、前に吾々の算定せる特殊国民所得総額に付、其の昭和十一年以降十七年に至る七箇年間の推計を相関法に依て試みることとする。

相関法に依る推計の為めには此の場合国民所得総額の変動と最も密接なる連絡を有する他の現象を見出さなければならない。此の為めに国民所得総額の変動と関聯の在りと考へられる各種の事象の中より

1. 一般会計経常部歳入総額
2. 一般会計経常部歳入中租税収入
3. 一般会計臨時部歳入総額
4. 一般会計臨時部歳入中公債収入
5. 一般会計経常部歳出総額
6. 一般会計臨時部歳出総額
7. 一般会計経常部及臨時部歳出総額中行政費
8. 同軍事費
9. 同公債費
10. 日本銀行兌換券流通高各年末現在額
11. 同国民一人當り流通高
12. 銀行貸付日歩全国平均
13. 銀行割引日歩全国平均
14. 手形交換高
15. 東京卸売物価指数

16. 深川正米相場
17. 生絲相場
18. 輸出總額
19. 輸入總額
20. 銀行貸付金
21. 銀行預金
22. 会社資本金
23. 同一会社當り計画資本金
24. 米收穫高
25. 産繭價數
26. 鑛産價額
27. 土産數量指數

を選定して、之と国民所得の変動（国民所得一各系列個々ニ付夫々前年を一〇〇とする指數を算出し、此の指數系列間の相関々係を測定した）間に於ける單純相関々係を測定した結果、相関係數九の値は次の如きものを得た。

			相関係數値
	国民所得ノ各割合ト前年ニ対スル増減		
1	租税・収入	各前年ニ対スル増減割合	0.741
2	銀行預金	〃	0.735
3	鑛産價額	〃	0.735
4	日銀兌換券流通高	〃	0.681
5	輸出額	〃	0.639
6	工業生産量指數	〃	0.624
7	東京卸売物價指數	〃	0.540
8	手形交換高	〃	0.538
9	一般会計経常部歳入總額	〃	0.529
10	正米相場	〃	0.508
11	輸入額	〃	0.448
12	国民一人当兌換券流通高	〃	0.443
13	産繭價額	〃	0.400
14	歳出公債費	〃	0.399
15	生絲相場	〃	0.334
16	歳出軍事費	〃	0.288
17	同行政費	〃	0.199
18	一般会計臨時部歳出總額	〃	0.175
19	會社資本金（払込及出資）	〃	0.166
20	一般会計経常部歳出總額	〃	0.131
21	一会社当資本金	〃	0.058
22	一般会計臨時部歳入總額	〃	0.040
23	公債收入	〃	−0.031
24	銀行貸付金	〃	−0.053
25	米收穫高	〃	−0.081
26	長資金利	〃	−0.364
27	短資金利	〃	−0.515

上表に示した相関係数九の値より見るに、国民所得總額の変動と関係を有すること大なるものとして二群六種のものを擧げることが出来る。

即ち次の如くである

第一群　租税收入
　　銀行預金
　　日本銀行兌換券流通高

第二群　輸出額
　　工業生産数量指数
　　東京卸売物價指数

此の場合鉱産額を除外したことは、之が價額であるが為に、工産数量よりも密なる関聯を表はしたものと見られるが故に、実際上其の重要性大なりと考へ得る工産数量指数に其の位置を譲ることとしたのである。

今此の第一群と第二群とに就いて考ふるに、第一群は国民所得總額の増減に依って変動するが故に関研密なる一群であると見得るに反して、第二群は之等の増減が国民所得總額を変動せしめる意味に於て関研密なる現象と云ふことが出来るであらう。然も興味ある事実は国民所得変動の原因と目せられる現象との間よりも、国民所得の変動が原因として作用すべき現象と目せられる現象との間の関係の方が高いといふことである。従って單に統計將来値の推計に於ける技術的問題として見るならば、吾々は此の方法に於ける国民所得の將来値の推計に用ふる計画数字としては第一群を採るべきであるが、尠くとも將来の国民所得を考へる場合に国民所得の変動より影響を受ける側に在る事象を根據とすることは意味少なきことであり、従て此の場合第二群の事実に関する計画数字を求めて、之に依って將来の国民所得を推計するのが合理的であると信ずる。

叙上の如き理由に依って相関法に依る將来国民所得の推計には第二群の現象を其の據り所とするのが合理的である。以下に示す所は此の如き理論的根拠の上に、推計を試みた結果である。

先づ推計算式を示すに

$$X_1 = 0.127\,X_2 + 0.6\,X_3 + 0.031\,X_4 + 20.3009$$

但シ　X_1 ハ其ノ年ニ於ケル国民所得ノ計算ニ基ク値

X_2 ハ鄭氏鑛産業産額ノ多寡年ニ基ク値

X_3 ハ工業生産数量指数ノ各前年ニ對スル%値

X_4 ハ東京卸売物價指数ノ各前年ニ對スル%値

X_2　X_3　X_4 ノ係数及ビ20,309ハ何レモ常数

の如くであり、実際に將来値の推計の場合には上式の X_2、X_3 及 X_4 に就き夫々將来の計画数字を与へて X_1 を求め、斯くして得たる最初の X_1 を以て最後の経験値に乗じ、順々に此の計算手続を繰り返すことに依て、必要とする推計期間各年推計値を得るのである。

今吾々は此の方法に依て昭和十一年以降昭和十七年迄の国民所得額の推計値を得んとするのであるが、上掲推計式の X_2、X_3 及 X_4 に代入すべき値として、昭和十三年迄は実績（但昭和十三年は一部推計）に依り、十四年以降は當所計画に基く計数を利用して次の如き計数を得る

	X_2 輸出額各前年ヲ一〇〇トスル値（%）	X_3 工産指数各前年ヲ一〇〇トスル値（%）	X_4 東京卸売物價指数各前年ヲ一〇〇トスル値（%）
昭和一一年	一〇八	一〇九	一〇七
〃一二年	一一八	一〇八	一二〇
〃一三年	八六	一〇九	一〇四
〃一四年	一二九	一二〇	一〇五
〃一五年	一一五	一〇九	一〇五
〃一六年	一一五	一一五	一〇五
〃一七年	九一	一一五	一〇五

備考

輸出額ハ昭和十三年迄ハ実績ニ依リ算出シ十四年以降ハ當所調査円ブロック外輸出額計画数字ノ各前年ニ対スル%トス。

工産指数ハ昭和十三年迄ハ三菱指数ノ昭和二年乃至十年ノ値ノ補外値ニヨリ前年ニ対スル%ヲ求メ十四年以降ハ當所調査生産拡充計画数字ノ各前年ニ対スル%トス。

東京卸売物價指数ハ昭和十三年迄ハ実績ニ依リ、昭和十四年以降ハ毎年五%宛騰貴スルモノト假定セリ

右の各値を推計算式に夫々代入して計算の結果、求むる国民所得の各前年に

對する%は次の如く与へられる。

昭和一一年	一〇三
一二年	一〇四
一三年	一〇〇
一四年	一〇七
一五年	一〇七
一六年	一〇七
一七年	一〇六

仍って今昭和十年国民所得一二、九七〇、六一三千円を基礎として各年国民所得額を推計するに以下の如くである。

昭和一一年以降一七年ニ至ル国民所得推計額	
昭和一〇年（基準）	一二、九七〇、六一三千円
一一年	一三、三五九、七三一千円
一二年	一三、八九四、一二〇千円
一三年	一三、八九四、一二〇千円
一四年	一四、八六六、七〇八千円
一五年	一五、九〇七、三七八千円
一六年	一七、〇二〇、八九四千円
一七年	一八、〇四二、一四八千円

斯くして吾々は相関法に依る將来国民所得の推計を試みたのであるが、茲に向題となるは、斯くの如き方法に依りて得たる結果が、如何なる程度迄信頼し得るかと云ふことであらう。此の問題の解決は將来値に就て直接判断を下すことに依っては出来ないが、吾々が有する唯一の解決方法として、吾々が將来値の推計式と同一の算式を以て、実際に経験値を有する期間に就いて推計を試み、此の推計値が実際の経験値に何の程度迄近接するかを検定することである。此の検定の結果推計値と経験値との間に著しき相違が生ずる場合には、右の推計結果の信頼度は極めて小となるのであらうが、若し然らずして推計値と経験値が相当近似して居る場合には、吾々は將来に於ける此の推計値を相当信頼し得る訳である。以下に於ては此の検定を試みることとする。

第一に国民所得各前年に對する%値に就いて

其の推計式

$X_i = 0.127X_2 + 0.6X_3 + 0.0031X_4 + 20.3009$

に依り求めたる推計値X_iの値と実際の経験値から算出した各前年に對する%値とを比較するに次の如くである。

	実際値	推計値
昭和三年	一〇二	一〇一
四年	九六	九九
五年	八八	八八
六年	九一	九一
七年	九九	一〇三
八年	一一二	一一二
九年	一一四	一〇五
一〇年	一〇六	一〇四

而して此の両系列間の單純相関々係を測定するに〇・九〇八を得るが、此の係数は言ひ換えれば経験的国民所得の変動と同じく経験的輸出額、工産高、卸売物價の変動との間の多元相関係数であり、右の係数の値に依り判断すれば、国民所得の年々の変動に対する九〇%は輸出額と工産高と卸売物價の変動が規定するものと云ひ得るのであるが、吾々が最も常識的に考へても、輸出が盛になり工業生産が増加し、更に卸売物價が昂騰すれば、貨幣量を以て表はした国民所得の増加は當然の現象であると云ひ得べく、事実吾々の解析の結果に於ても此の事実は充分に現はれて居り、多元相関係数値〇、九〇八は之等の間の関係が密接であることを示すと同時に、吾々の選択せる事象に誤りなく從つて又之を指標として得たる推計値は極めて高い信頼度を有することを証し得るのである。

第二に右の推計%値に依り実際貨幣額を計算したる推算国民所得と、経験的国民所得との間に如何なる程度の誤差を生ずるかを測定して見るに、次の如くである。

	実際国民所得額（百万円）	推計国民所得額（百万円）	実際所得額ニ対スル推計所得額ノ誤差%
昭和三年	一二、六二〇	一二、四三六	(一)一・五%
四年	一二、一三〇	一二、三一二	一・五%
五年	一〇、六九四	一〇、八二二	一・二%
六年	九、七五七	九、七九三	〇・四%
七年	九、六四四	一〇、一二六	五・〇%
八年	一〇、八二〇	一一、三四一	四・八%
九年	一二、二八七	一一、八九七	(一)三・二%
一〇年	一二、九七〇	一二、三九七	(一)四・四%
八箇年計	九〇、九二三	九一、一二四	〇・二%

之に依て見るに八箇年合計（此の期間の平均一箇年に就ても同じ）に就て見るに、実際値と推計値との間の誤差は実額にして二億一百円（一箇年平均二千五百万円）%にしてみれば僅かに〇・二%だけ推計値が大となつて居るに過ぎず、此の結果の限りに於ては殆ど両者は一致せるものと云ふも大過なき位である。

尚之を各年の状態に就て見るも、実際値に対して推計値が超ゆる場合の最大は昭和七年の五%にして、又不足する場合の最大は昭和十年の(一)四、四%にして、此の標準偏差値を計算するに三、二一%を与へ、従つて其の二倍をとつても六・四二%にして、之より推計値と実際値との間の誤差は六・四二%を出づることは（誤差理論に従へば此の誤差が六・四二%を超えて現はれる場合は一〇〇〇中四七に過ぎないことが　　に云ひ得る）弗にして、吾々は此の推算結果に対して±6.42%の振幅を容認することに依つて、殆ど充分の信頼をおくことが出来るのである。

過去の経験的事実に徴して得たる叙上の如き事実から、吾々は此の方法に依つて得る将来値の推計結果に対しても充分信頼をもち得る譯であるが、唯々茲に問題となるは将来値の推計の場合に據り所となる所の輸出額（X_2）、工産指

数（x_3）及卸売物價指数（x_4）に関する計画数字が正しきか否やに依つて、推計値が可成り変化するが故に、吾々が此の計画数字の選択に極めて慎重の注意を要することは云ふ迄もないが、斯かる計画数字の性質上其の値が正しきや否やは結局事実となつた上に非れば批判の限りでなく、従つて此のことは将来の国民所得推計に於ける叙上の相関法が不適当であると云ふことではなく、更らに吾々の決定した推計算式が有する弱点ではなく、寧ろ此の方法に依つて与件の計画如何に依る国民所得の変動を如実に測定し得ることに極めて重要な價値を有するものと云はなければならないであらう。

吾々は上述の推計算式の他に尚各種の与件たる事象を考慮に入れて計算を試みたが、結局若しも必要なる計画数字を与へられるならば将来の国民所得推計に最も適當と見得る推計算式として之を採用したのであつた。